

第2期久喜市スポーツ推進計画の計画期間延長について

市では、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えていくため、令和4年3月に「第2期久喜市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツに関する施策に取り組んでいます。現行の計画期間は、令和4年度から令和8年度までとなっております。

このような中、国が令和4年度に「第3期スポーツ基本計画」を、埼玉県が令和5年度に「埼玉県スポーツ推進計画」を策定しており、本来であれば、国が策定した第3期スポーツ基本計画を参酌し策定すべきところですが、現在の計画は、国の計画と同じ期間となっております。次期計画は、国の計画を十分参酌した上で策定できるよう、現在の第2期計画を1年間延長し、令和10年度から5年間の計画として策定します。

なお、計画期間の延長による計画の目標値については、変更しないものとします。

【参考】

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
国	第3期スポーツ基本計画					第4期スポーツ基本計画		
県		埼玉県スポーツ推進計画					埼玉県スポーツ推進計画	
市	第2期久喜市スポーツ推進計画						第3期久喜市スポーツ推進計画	

※参考とする計画等

国：第3期スポーツ基本計画

計画期間 令和4年度から令和8年度までの5年間

県：埼玉県スポーツ推進計画

計画期間 令和5年度から令和9年度までの5年間

○市の第3期スポーツ推進計画の策定作業

第3期久喜市スポーツ推進計画の策定にあたっては、令和8年度に無作為抽出による市民アンケート調査を行い、令和9年度に推進計画の内容について、審議会で諮問・答申し作成していきます。